

東公園一帯整備基本構想策定業務に係るプロポーザル選考に関する実施要領

1 目的

この要領は、東公園一帯整備基本構想策定業務に係る契約の相手方の選定に当たり、公募型プロポーザルによる受託候補者の選考（以下「プロポーザル選考」という。）を実施するため必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

東公園一帯整備基本構想策定業務

(2) 業務の目的

本市では、スポーツが楽しめる環境の充実やスポーツによる地域活性化を図るため、令和6年度に津島市スポーツ推進計画及び津島市スポーツ施設整備方針を策定予定である。

本業務は、これらの推進計画や整備方針を踏まえた上で、東公園地域周辺の現況や市民ニーズ等を的確に捉え、一体的に整備するために必要な基本方針及びその手法の概略、将来的な実現の展望、解決すべき課題等を明確化するため、「東公園一帯整備基本構想」を令和6年度から令和7年度の2か年で策定することを目的とする。

(3) 業務内容

東公園一帯整備基本構想の策定に係る業務とし、その主な内容は、次に掲げるものとする。なお、その詳細は、別記1仕様書に定めるものとする。

ア 本市及び周辺地域におけるスポーツ施設等の現状の把握

イ 関係団体への意向調査及び国内事例の情報収集（現地調査含む。）

ウ 基本構想に関する基本方針の検討

エ 公園整備エリアの設定、対象エリア内のゾーニング検討

オ 導入機能の配置案作成、導入機能案の事業手法の検討・整理及び事業概算の算出

カ 基本構想の策定

(4) 業務期間

契約締結日から令和8年3月19日まで

3 予算額

見積限度額 21,912,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(令和6年度 7,095 千円、令和7年度 14,817 千円)

4 実施形式

公募型プロポーザル方式

5 日程 (予定)

日程	内容
令和6年	
10月22日(火)	実施の公告
10月29日(火)	質問の提出期限
11月5日(火)	質問の回答期限
11月7日(木)	参加申込書の提出期限
11月12日(火)	参加資格の結果通知
11月21日(木)	企画提案書の提出期限
12月18日(水)～20日(金)	一次審査(書類審査)の実施
令和7年	
1月10日(金)	二次審査(プレゼンテーション審査)の実施
1月20日(月)	選定結果の公表及び通知
1月22日(水)	見積徴収後、契約の締結

6 参加資格

プロポーザル選考に参加できる者は、次の次号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 過去5年間(平成31年4月1日以降)に地方公共団体が発注する業務の元請として、このプロポーザルに係る案件と同種業務(公園一帯整備基本構想又はそれに相当する業務)の履行実績を有する者であること。
- (2) 令和6・7年度津島市入札参加資格審査申請要領に基づき、入札参加資格者名簿に登録された者又は複数の法人により構成されるグループ(以下「共同体」という。)であること。ただし、入札参加資格者名簿に未登録の者は、次の表に掲げる書類(申請日において、発行日より3か月以内のものとする。(鮮明であればすべて写しは可だが、写しの場合は原本証明されていること。))を提出し、確認を受けた上で、本プロポーザルに参加することができる。

書類名	摘要
登記事項証明書等	法人の方のみ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

身元証明書	個人の方及び受任者（本籍地の市区町村で発行）
委任状	契約権限等を委任する場合のみ。様式は任意のもの
印鑑証明書	法人は法務局、個人は市区町村証明のもの
納税証明書（国税）	法人の方「その3の3」／個人の方「その3の2」
納税証明書（愛知県税）	愛知県に納税義務がある場合のみ 県税事務所が発行した納税証明書（未納税額がないこと用）
納税証明書（津島市税）	津島市に納税義務がある場合のみ（完納証明書）

- (3) 愛知県の区域内に営業所（本店、支店又は事務所をいう。）を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 津島市指名停止取扱要領による指名停止の措置を受けていない者であること。
- (7) 次のアからカまでのいずれにも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（法第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持または運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 営業活動に係る必要な契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当すると知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

7 質問の提出及び回答

実施要領に関して質問がある場合は、次のとおり質問することができる。

(1) 提出書類

質問書（様式第1）

(2) 提出期限

令和6年10月29日（火） 午後4時（必着）

(3) 提出方法

電子メールで下記16の担当部局に提出すること。送信に当たっては、電子メールの件名は、「東公園一帯整備基本構想に係るプロポーザル質問（事業者名）」とすること。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、すべての回答をまとめて、令和6年11月5日（火）までに市公式ホームページに掲載するものとする。なお、回答内容によっては、実施要領の記載事項の追加又は修正として取り扱うことがある。

8 参加申込

参加資格を確認できる書類を添えて、プロポーザルに参加するための意思表示を行うこと。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式第2）

イ 事業者概要（様式第2別紙1）

ウ 同種業務の実績一覧表（様式第2別紙2）（同種業務の契約書の写し（契約約款を除く。）を添付すること。）

エ 管理技術者申請書（様式第2別紙3）（同種業務の契約書の写し（契約約款を除く。）を添付すること。）

オ 主任担当者申請書（様式第2別紙4）（同種業務の契約書の写し（契約約款を除く。）を添付すること。）

カ 共同体結成届出書（様式第2別紙5）（ただし、共同体の場合に限る。）

(2) 提出期限

令和6年11月7日（木） 午後4時（必着）

(3) 提出方法

電子メール、持参又は郵送で下記16の担当部局に提出すること。なお、電子メールの送信事故、郵便事故等は、提出者のリスク分担とする。

・電子メールで提出する場合は、電子メールの件名は、「東公園一帯整備基本構想

に係るプロポーザル参加申込（事業者名）」とすること。

・郵便で提出する場合は、引受け及び配達の実事及び日時が記録される方法によること。

(4) 提出部数

1部

9 参加資格の確認

参加申込をした者の参加資格を確認し、令和6年11月12日（火）に、参加申込をした全ての者に参加資格結果通知書（様式第3）を郵送により通知する。

10 企画提案

企画提案できる件数は、プロポーザルの参加者1者につき、1件とする。

(1) 提出書類及び提出部数

- | | |
|------------------|-----------|
| ア 企画提案書提出書（様式第4） | 正本1部 |
| イ 企画提案書 | 正本1部、副本8部 |
| ウ 見積書（積算内訳書を含む。） | 正本1部 |

(2) 企画提案書の作成方法

別記2企画提案書作成要領による。

(3) 提出期限

令和6年11月21日（木） 午後4時（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送で下記16の担当部局に提出すること。なお、郵便事故等は、提出者のリスク分担とする。

・持参により提出する場合は、開庁日の午前8時30分から午後4時までに窓口に出ること。

・郵便で提出する場合は、引受け及び配達の実事及び日時が記録される方法に限るものとし、提出期限必着とすること。

11 審査及び選考

職員により構成する東公園一帯整備基本構想策定業務プロポーザル選考委員会（以下「委員会」という。）において、企画提案書（書類審査にあつては、見積提案額を含む。）について、書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、受託候補者及び次点候補者を選考する。

(1) 一次審査（書類審査）

ア 評価方法

別記3評価基準に定める評価項目の審査の観点ごとに採点を行い、合計点の高い3者（参加者が3者を超えない場合は、全ての参加者）について、それを委員会に諮った上で二次審査の対象者を決定する。

なお、合計点と同点となる者があるときは、見積額が安価な者を上位者とする。

イ 審査結果の通知

令和6年12月25日（水）

ウ 審査結果の通知方法

審査を行った全ての参加者に一次審査結果通知書（様式第5）を郵送により通知する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

別記3評価基準に基づき、企画提案書の提案内容評価に関する事項のプレゼンテーション及びヒアリング（質疑応答）により審査を行う。

ア 実施日

令和7年1月10日（金）

日時及び場所は、一次審査結果通知書（様式第5）により個別に通知する。

イ 実施方法

プレゼンテーション 25分以内（入室・準備に要する時間を含む。）

ヒアリング 15分以内

退出・委員採点 10分以内

ウ 留意事項

- ・入室者は、3名以内とする。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングは、プロポーザルに参加する者の名称を伏せて行うため、入室者の自己紹介を行わないこと。
- ・プレゼンテーション時の資料の追加は、原則として、認めない。
- ・審査対象者が多数となる場合は、プレゼンテーション審査の実施方法を変更する場合がある。

エ 評価方法

別記3評価基準に定める評価項目の審査の観点ごとに採点を行い、各評価項目の得点の合計点が最も高い者を受託候補者とし、合計点が2番目に高い者を次点候補者とする。ただし、各評価項目の得点の合計点が配点合計の6割に満たない者は、候補者とししない。

オ 審査結果の通知

令和7年1月20日（月）

カ 審査結果の通知方法

審査を行った全ての参加者にプロポーザル審査結果通知書（様式第6）を郵送により通知するとともに、審査結果の概要を市公式ホームページに掲載する。

12 受託候補者の決定

市は、受託候補者に選考された者と業務の実施に関する協議を行い、業務仕様書を作成するものとする。なお、受託候補者との協議が調わない場合は、その協議を中止し、次点候補者と協議を行うものとする。

13 契約の締結

協議が調った候補者から業務仕様書に基づく見積書を徴収し、その見積金額が見積限度額の範囲内で設定した予定価格の範囲内の額であった場合は、随意契約の方法により契約を締結するものとする。

14 情報公開

市に提出された企画提案書は、津島市情報公開条例（平成12年津島市条例第1号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、同条例7条に規定する不開示情報に該当する情報（個人に関する情報、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報等）は、不開示とする場合がある。なお、開示することができる情報であって、選考に影響を及ぼすおそれのあるものは、受託候補者の決定後に開示するものとする。

15 その他

(1) 費用負担

プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。市の事情によりプロポーザルを中止した場合も、同様とする。

(2) 失格事項

参加者が次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とし、審査は行わない。なお、候補者として選考されている場合は、その選考を取り消すものとする。

ア 参加資格を有しない者であることが判明した場合又は参加資格を満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 提出された書類が実施要領等で示す提出期限、提出場所、提出方法、作成方法等の条件に適合しない場合

エ 著しく社会的信用を損なう行為その他選定結果に影響を与える不誠実な行為があった場合

オ 見積提案額の見積額が見積限度額を超過している場合

カ その他不正の行為があったと市が認めた場合

(3) 提出書類の取扱い

ア 著作権

参加者の提出した書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、受託者となった者が作成した企画提案書について委託者が必要と認めるときは、当該受託者にあらかじめ通知して、その全部又は一部を無償で複製、転記又は転写により使用することができるものとする。

イ 特許権等

申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を用いたことにより生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。

ウ 記載内容の変更等の禁止

市に提出された書類は、原則として、これを書き換え、差し替え、又は撤回することができない。ただし、市が求めた場合は、提出期間内に限り、提出書類の補正及び追加資料の提出をすることができるものとする。

(4) 異議申立て

プロポーザルに参加した者は、当該プロポーザル選考の実施後において、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。

16 担当部局

津島市教育委員会社会教育課東公園整備推進室スポーツ振興グループ（担当：内原、加藤）

住 所 〒496-8686 津島市立込町2丁目21番地

電 話 0567-55-9428

メールアドレス shakyo@city.tsushima.lg.jp